

# 日青協ニュース

## NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海 3 丁目 8-2

TSKビル 3 階

電話 03(6412)9977

No.861

平成 29 年 1 月 5 日

内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

## 平成 29 年 年頭のご挨拶

(一社)日本青果物輸出入安全推進協会

会長 守谷 潤一



2017 年、大田市場初競り

新年明けましておめでとう御座います。平成29 年の新春を迎えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

輸入果物業界は、円安から円高さらに円安とめまぐるしい為替の変動や、果物の消費量の長期的な漸減傾向などによる需給バランスの変調など相変わらず皆様にとりまして大変厳しい経営環境が続いているのではと拝察いたします。

昨年の国際情勢としては、米大統領選挙でのトランプ氏の当選、英国民投票で「EU 離脱」を選択など、事前の世論調査の予測に反する結果となったり、隣の韓国では朴大統領の友人の国政介入疑惑が明らかとなり政治空白が生じるなどかなり、変化の多い年であったのではないのでしょうか。

また、国内に目を転じてみても4月の熊本地震の発生、都知事に小池氏当選など国際情勢にひけを取らない激動年といえるのではないのでしょうか。

さらに、果物の生育に影響を与えるような秋の長雨や11月の降雪等の記録的な天候であったのではないのでしょうか。

食品関係については、米国では 2011 年 1 月 4 日、食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act、以下 FSMA) が制定され、具体的内容を定めた規則が順次公表されてきました。FSMA は、米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向けに輸出する日本の食品



2017年、大田市場宝船

関連事業者にも対応が迫られています。諸外国の輸出入に関する残留農薬等に厳しい基準値が制定されております。

FSMA の規則のうち、特に日本の食品関連事業者に影響が大きいとされているのが、危害の未然予防管理を含む食品安全計画の策定等を定めた規則(第 103 条規則)です。同規則は、原則 2016 年 9 月 19 日以降、適用されることとなります。

そのため、これまで危害の未然予防管理に取り組んでいない事業者は、適用期限までに食品

安全計画を策定し、その順守のための態勢を整える必要があります。また、同規則の適用以降は、食品医薬品局 (FDA) による食品関連施設の査察は、同規則の順守状況も確認されることとなります。

特に青果物に関しては、野菜・果実安全基準(食品安全強化法第 105 条)により、ヒトが消費する果実・野菜を、未加工または自然な状態で生産、収穫、梱包及び保管する農場は、微生物学的汚染リスクを最小化するための、FDA が示す手続き、手順及び慣行に従わなくてはなりません。日青協もFSMAに関する情報を早期に入手し会員の皆様にお知らせします。

食品の輸出促進に関する厚生労働省の取り組みの一環として平成27年1月監視安全課内に HACCP 企画推進室が設置されました。平成28年2月 HACCP の制度化による食品衛生管理の国際標準化を進めるための制度の枠組み等について検討することを目的として「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」が開催され HACCP の制度化が進められています。

輸入青果物については、多種の青果物に残留農薬及びポストハーベストに係る違反が散見されていることから、輸入時のチェックのみならず、特に生産段階における持続的な残留農薬等に関して管理することについて、各国の輸出業者に対し注意喚起をする必要があります、そのため日青協は、会員の皆様と各国大使館及び輸出業者との連携により青果物の安全確保に努める必要があると思います。

このように世界中で、食品に対する安全性に関する意識が高まっております。食の安全性に関する問題が生じた際には、1企業だけではなく業界全体として対応する必要があり、そのための日青協の存在意義は極めて重要であると思います。

このような観点から、日青協としては、「青果物の輸出入の安全性確保」という課題に対処するため、現在の日青協のHPの中の食品衛生関係及びその情報の周知を充実していく予定です。



2017年、大田市場正月桜

植物検疫の分野では、輸入植物検疫制度の見直し(第4改正)が昨年5月に実施され、検疫対象病害虫のPRA(病害虫危険度評価)による見直しとその結果による制度の改正が行われました。

これに伴い、青果物の一部について植物検疫証明書に新たに「追記」が必要となる等の改正が行われたところです。

解禁に関しては、以下の青果物が、日青協が出席し賛成の公述を実施した公聴会等の手続きを経て、解禁されたところです。

- ・タイ国からのキオウサウエイ種等2種類のマンゴウの蒸熱処理
- ・カナダ産とうがらし属で指定地域の指定施設で生産されたもの
- ・ベトナム産赤肉種のドラムフルーツの蒸熱処理(解禁済みの白肉種と同じ処理条件)
- ・台湾産いんどなつめの低温処理

また、6月にはフィリピンバナナ関税撤廃に関する農林水産省担当官との意見交換をフィリピンのバナナ輸出組合、日青協及び日本バナナ輸入組合で実施したところです。

最後に、昨年末には「農業競争力強化プログラム」がとりまとめられ、その中で「戦略的輸出体制の整備」が図られることとされ、関係団体による輸出サポート体制連携協定の調印式が行われました。今年は、関連する様々な施策が具体化していくものと期待されます。

いずれにしても、青果物をとりまく情勢は、温暖化や経済情勢の変動その他激しく動く国際情勢等により様々な影響を受ける可能性があります。情報収集とその情報の適切な分析により適時適切な情報提供を心がけてまいりますので、引き続き、日青協へのご支援を賜りますようお願い致します。

## 平成28年度輸入食品監視指導計画監視結果中間報告

厚生労働省は、12月26日、平成28年度輸入食品監視指導計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況(平成28年4月から9月の間)の概要について取りまとめた。

表1 届出・検査・違反状況(中間報告)

年度	届出件数	輸入重量 (千トン)	命令検査	モニタリング検査	自主検査	検査計	違反件数
2016年	1,161,978	11,874	27,641	29,387	45,285	98,172	358
2015年	1,134,155	11,416	31,764	28,539	47,067	101,922	431

(概況)

平成 28 年4月から9月の間の届出・検査・違反状況(表1)については、届出件数が 1,161,978 件で、届出重量は 11,874 千トンでした。前年同時期と比べると届出件数が約 1.0%減少し、輸入重量は 1.0%増えた。

これに対し、検査は 98,172 件を実施、前年比約 1%減少した。その内訳は命令検査が 27,641 件で前年比 0.9%の減少、モニタリング検査 29,387 件の前年比約 1.0%の増加、自主検査件数は 45,285 件の前年比 0.9%の減少でした。

届出があった食品などのうち、358 件(前年比 0.8%減)が食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

表2 条文別違反件数(中間報告)

年度	規格基準違反	有害・有毒物質	添加物	器具又は容器包装	衛生証明書	おもちゃ
2016年	224	89	12	38	3	2
2015年	277	114	22	28	2	1

(違反の状況)

違反事例を条文別件数(表2)にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に関する違反が 224 件と最も多く見られ、さらにアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に関する違反が 89 件、器具又は容器包装の規格に係る法第18条違反が 38 件、添加物等の販売等の制限に係る法第10条違反が 12 件、食肉の衛生証明の不備の違反が 3 件、おもちゃの規格に係る法第62条に基づき準用される法第18条違反が 2 件となっている。

表3 農産食品のモニタリング検査結果(中間報告)

検査項目	年度計画件数	実施件数	違反件数
抗菌性物質等	2,559	1,975	0
残留農薬	9,190	5,507	15
添加物	474	384	0
病原微生物	1,495	997	0
成分規格等	355	250	0
カビ毒	2,273	1,279	0

遺伝子組換え食品	469	241	0
放射線照射	119	111	0
計	16,934	10,744	15

#### (モニタリング検査)

モニタリング検査実施状況をみると、95,929 件の年間計画に対し、58,416 件(実施率:約 61%)が実施され、72 件(延べ76件)の食品衛生法違反があった。これらの食品等に対しては回収等の措置、モニタリング検査を強化する措置(表4)が講じられた。

検査命令は平成28年9月30日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 34 カ国・1 地域の 72 品目を検査命令の対象とし、27,641 件の検査命令を実施し、このうち 111 件を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

#### (監視体制の強化)

海外での違反食品の回収等の情報に基づき、次の事例について積み戻しを行う措置を講じ、輸入時の監視体制の強化等を行った。

- ・ リステリア・モノサイトゲネスに汚染されている可能性のある米国産の冷凍野菜及び冷凍果実について積み戻し等を行うよう措置を講じた事例

表4 モニタリング検査を強化した果物の違反品目(中間報告)

国	対象食品	検査項目
チリ	キウイフルーツ	フェンヘキサミド

#### (青果物の状況)

青果物に対するモニタリング検査は年間 16,934 件が計画され、10,744 件(計画の 63%)が実施され違反は 15 件でした。違反した国の対象食品に対してモニタリング検査の率が 30%に引き上げられた果物の違反は 1 件(表4)で、期間中に検査命令に 1 件移行した。